

1 事業名

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

2 事業の概要

児童福祉法の一部改正等に伴い、引用条項等について所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 児童福祉法の改正に伴う引用条項の整備を行う。
- (2) 保育所型事業所内保育事業所の設備基準について、満 2 歳以上の保育室又は遊戯室の面積を、保育所と同様に、幼児 1 人につき 1.98 平方メートルとする。

3 他自治体の類似する政策等

- (1) 法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を行っている。
- (2) 他の自治体においても、必要に応じて設備基準の見直しを行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第22号 所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育者等)

第24条 略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)・(7) 略

(家庭的保育者等)

第24条 略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 保育室、遊戯室又は屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)・(7) 略